

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 京都府は人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について専門的な知見を有する者と意見を交換するため、京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会委員の事務)

第2条 懇話会の委員（以下「委員」という。）は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について意見を述べる。

(懇話会の委員)

第3条 懇話会の定数は12人以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 懇話会に座長及び副座長を置く。
- 5 座長は委員の互選によりこれを定め、議事を運営する。
- 6 副座長は座長が指名し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集する。

- 2 会議は公開する。この場合において知事は、傍聴人の数を制限することができる。
- 3 知事は必要があると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 懇話会を担当する職員は会議に同席し、資料作成、事業説明会等を担当する。

(専門委員会)

第5条 懇話会に、専門の事項を検討するため、委員及び専門の知識を有する者等（以下「専門委員」という。）による専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、専門委員会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定め、議事を運営する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員又は専門委員がその職務を代理する。
- 5 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する検討が終了したときまでとする。

(意見の聴取)

第6条 知事は、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、当該事項に関し見識のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会設置要綱（平成17年5月20日施行）は、廃止する。